

# 第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

【令和4(2022)年度～令和12(2030)年度】

令和4(2022)年3月

朝霞市

# 目 次

第1章	計画策定の背景と趣旨	1
1	計画策定の背景	1
	(1) 地球温暖化問題	1
	(2) 国際的な動向と日本の対応	1
	(3) 計画の見直し	2
第2章	計画の基本的事項	3
1	計画の目的と位置付け	3
2	計画の期間	4
3	計画の範囲	4
	(1) 対象とする事務事業の範囲	4
	(2) 対象とする組織・施設の範囲	4
	(3) 対象とする温室効果ガス	4
第3章	第3次計画の温室効果ガス排出量の推移	5
第4章	温室効果ガス排出量の現状	6
1	活動量と温室効果ガスの排出量	6
2	温室効果ガスの種類別の排出状況	8
3	温室効果ガスの活動別の排出状況	9
第5章	温室効果ガス排出量の削減目標	11
1	目標設定の考え方	11
2	削減目標と削減率	11
3	基準年度の温室効果ガス排出量	12
第6章	温室効果ガス削減に向けた取り組み	13
1	基本方針	13
	(1) 環境負荷の少ない電力の調達の推進	13
	(2) 省エネルギー設備等の更新・導入	13
	(3) 再生可能エネルギー設備の導入	14
	(4) 建物の省エネ化の検討	14
2	職員共通の取り組み	15
3	庁舎・施設管理等での取り組み	17
第7章	計画の進捗管理	19
1	推進体制	19
	(1) 推進に向けた体制整備	19
	(2) 職員に対する研修	20
2	点検・評価・公表	20
	(1) 点検・評価	20
	(2) 公表	20
資料編		21
1	地球温暖化対策実行計画推進組織一覧(令和3(2021)年4月1日現在)	21

# 第 1 章 計画策定の背景と趣旨

## 1 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス排出量の増加に伴い、地球全体の平均気温が上昇する現象のことをいいます。地球温暖化が進むことにより、平均気温の上昇や大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

このような気候変動に関して設立された国連の「気候変動に関する政府間パネル」(ICPP)では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」として、地球温暖化の原因が人間活動によるものと断定し、その活動に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、平均気温はさらに上昇するとしています。地球温暖化問題は、将来予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

### (2) 国際的な動向と日本の対応

近年、地球温暖化の進行による気候変動やその影響における自然災害の増加が世界的な課題となっています。平成 28 (2016) 年に発効された「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して「摂氏 2℃を十分に下回る水準」に抑え、さらに摂氏 1.5℃未満に抑えるよう努力することを目標としていることから、21 世紀末のなるべく早期に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「脱炭素化」を長期目標として定めています。

日本では、平成 11 (1999) 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)により、地球温暖化対策について国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体における地球温暖化対策の計画策定、事業者による温室効果ガス排出量の報告など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みが整備され、地球温暖化への取り組みを進めてきました。

パリ協定の採択を受けて、平成 28 (2016) 年には、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、中期目標を令和 12 (2030) 年度として、温室効果ガスの排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減することを掲げました。

その後、令和 2 (2020) 年に地球温暖化対策の長期目標として「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 3 (2021) 年に開幕した気候サミットにおいて、野心的な目標として「令和 12 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく決意を表明しました。

このことを受けて、国の新たな目標である「2050 年カーボンニュートラル」及び令和 12 (2030) 年度 46%削減目標等の実現のため、令和 3 (2021) 年 10 月に「地球温暖化対策計画」の改定が閣議決定され、地方公共団体の公共施設を含む業務その他部門の削減率

は、従来目標である 40%から 51%へと引き上げられています。また、非エネルギー起源である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減率は、15%としています。

### （3）計画の見直し

「朝霞市地球温暖化対策実行計画」は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、市が自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出量の削減等について定める計画になります。

本市では、平成 15（2003）年に「朝霞市地球温暖化対策実行計画」を策定し、続く「第 2 次朝霞市地球温暖化対策実行計画」では、平成 19（2007）年度を基準年度として、平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までの 5 年間の計画期間において、温室効果ガスの排出量の削減等に取り組みましたが、温室効果ガスの排出量は、計画終了年度では 1.09%増加の結果となりました。

平成 27（2015）年に策定した「第 3 次朝霞市地球温暖化対策実行計画」（以下「第 3 次計画」という。）では、平成 25（2013）年度を基準年度として、平成 27（2015）年度から令和 3（2021）年度までの 7 年間の計画期間で 7%削減を目標とし、温室効果ガスの排出量削減に努めています。

そして、令和 3（2021）年度において第 3 次計画が終了を迎えることから、「第 4 次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。

なお、令和 4（2022）年度の「第 3 次朝霞市環境基本計画」の策定にあわせて、市全体として温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むため、「朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を「第 3 次朝霞市環境基本計画」に内包する個別計画として新たに策定します。

## 第2章 計画の基本的事項

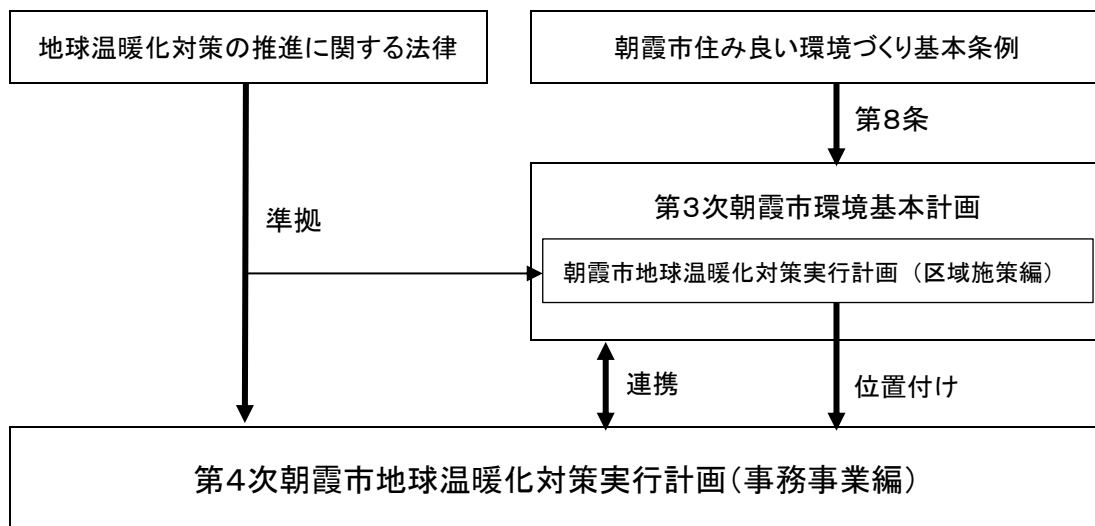
### 1 計画の目的と位置付け

「第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第4次計画」という。）は、温対法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」として策定します。

本市の職員が自らの事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するための取り組みを率先して実行することにより、温室効果ガス排出量を削減し、環境への負荷の低減を図ることを目的とします。

第4次計画は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき策定した「第3次朝霞市環境基本計画」に内包する「朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進するための実行計画として位置付けます。

#### ■ 朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置付け



## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。本計画の推進は、国の動向などにより必要に応じて見直しを行います。

なお、基準年度については、国の「地球温暖化対策計画」で定める基準年度及び目標年度に則したものととして、平成25（2013）年度に設定します。

## 3 計画の範囲

### （1）対象とする事務事業の範囲

本計画で対象とする事務事業の範囲は、市庁舎をはじめとする公共施設で行うすべての事務事業とします。ただし、公共工事や各種調査業務などの外部委託業務は対象外としますが、外部への委託等により実施する事務事業で、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものは、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

指定管理者施設等については、所管課を通じて温室効果ガスの排出量の把握に必要な燃料使用量等の報告を求めることとします。なお、対象施設等は計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

### （2）対象とする組織・施設の範囲

本計画で対象とする事務事業を実施する組織及び施設を推進組織（21 ページ資料編参照）として位置付け、本計画の目的のための進行管理等を行います。

### （3）対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において規定されている7種類の物質のうち、市の事務事業から排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）及び三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の3種類は、市の事務事業からは排出されていません。

#### ■ 温対法で規定されている温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用
	非エネルギー起源	工業プロセス、廃棄物の焼却処理
メタン (CH <sub>4</sub> )		自動車の走行、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却処理
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		自動車の走行、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却処理
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		カーエアコンの冷媒

## 第3章 第3次計画の温室効果ガス排出量の推移

本市では、市役所自らが環境配慮を実践する事業者として、地球温暖化対策に取り組み、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の温室効果ガス排出量の削減を進めてきました。

現行の第3次計画では、平成27（2015）年度から令和3（2021）年度までの7年間の計画期間として、7%（年平均1%）削減することを目標としています。

直近年度である令和2（2020）年度における温室効果ガス排出量は16,676 t-CO<sub>2</sub>で、基準年度である平成25（2013）年度における温室効果ガス排出量16,960 t-CO<sub>2</sub>と比較して、1.7%（284t-CO<sub>2</sub>）の削減となりました。

温室効果ガス排出量は、日常的な取り組みにより、基準年度の平成25（2013）年度と比べて減少していますが、計画目標である「令和3（2021）年度までに7%削減」には満たない状況です。

### ■ 温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>

年 度	排出量	削減量（削減率）
平成25（2013）年度	16,960	【基準年度】
平成27（2015）年度	16,422	538（3.2%）
平成28（2016）年度	16,139	821（4.8%）
平成29（2017）年度	16,209	751（4.4%）
平成30（2018）年度	16,585	375（2.2%）
令和元（2019）年度	16,671	289（1.7%）
令和2（2020）年度	16,676	284（1.7%）

※ 削減量は、基準年度（平成25（2013）年度）と当該年度の差分を示します。

#### 【第3次計画の温室効果ガスの削減に関する目標】

温室効果ガス排出量を、平成25（2013）年度を基準として、平成27（2015）年度から令和3（2021）年度までの7年間で、計7%（年平均1%）削減することを目標とします。

## 第4章 温室効果ガス排出量の現状

### 1 活動量と温室効果ガスの排出量

本市の直近年度である令和2（2020）年度における活動量（燃料使用量、電気使用量、自動車の走行量等）は、表1-1に示すとおりです。

また、令和2（2020）年度における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は、約16,676t-CO<sub>2</sub>でした。算定結果は、表1-2に示すとおりです。

■ 表1-1 令和2（2020）年度 温室効果ガス排出量算定に係る活動量

活動項目		活動量 (使用量等)		
燃料使用量	ガソリン	31,992	ℓ	
	灯油	477,935	ℓ	
	軽油	14,765	ℓ	
	A重油	150,000	ℓ	
	液化石油ガス(LPG)	4,779	kg	
	都市ガス	1,201,053	m <sup>3</sup>	
電気使用量	(一般電気事業者)	14,988,820	kW	
	(その他電気)	6,914,528	kW	
自動車の 走行量	ガソリン LPG	普通・小型乗用車	63,602	km
		軽乗用車	79,655	km
		普通貨物車	10,376	km
		小型貨物車	28,140	km
		軽貨物車	133,106	km
		特殊用途車	432	km
	軽油	普通・小型乗用車	0	km
		普通貨物車	15,101	km
		小型貨物車	0	km
		特殊用途車	3,557	km
HFC 封入カーエアコンの使用台数		138	台	
ディーゼル機関(定置式)における灯油の使用量		0	ℓ	
ディーゼル機関(定置式)における軽油の使用量		0	ℓ	
ディーゼル機関(定置式)におけるA重油の使用量		84	ℓ	
ディーゼル機関(定置式)における液化石油ガス(LPG)の使用量		0	kg	
ディーゼル機関(定置式)における都市ガスの使用量		0	m <sup>3</sup>	
ガス・ガソリン機関(定置式)における液化石油ガス(LPG)の使用量		213	kg	
ガス・ガソリン機関(定置式)における都市ガスの使用量		362,325	m <sup>3</sup>	
一般廃棄物焼却量(連続燃焼式)		26,827	t	



■ 表 1-2 令和 2 (2020) 年度 温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)

活動項目		単位	活動量 (使用量等)	対象 ガス	排出係数	地球温暖化 係数	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	
燃料 使用量	ガソリン	ℓ	31,992	CO <sub>2</sub>	2.32	1	74,221	
	灯油	ℓ	477,935	CO <sub>2</sub>	2.49	1	1,190,058	
	軽油	ℓ	14,765	CO <sub>2</sub>	2.58	1	38,094	
	A重油	ℓ	150,000	CO <sub>2</sub>	2.71	1	406,500	
	液化石油ガス(LPG)	kg	4,779	CO <sub>2</sub>	3	1	14,337	
	都市ガス	m <sup>3</sup>	1,201,053	CO <sub>2</sub>	2.23	1	2,678,348	
電気使用量(一般電気事業者)		kW	14,988,820	CO <sub>2</sub>	0.53	1	7,944,075	
電気使用量(エネット)		kW	323,350	CO <sub>2</sub>	0.423	1	136,777	
電気使用量(大東ガス)		kW	5,298,502	CO <sub>2</sub>	0.563	1	2,983,057	
電気使用量(その他電気)		kW	1,292,676	CO <sub>2</sub>	0.551	1	712,264	
自動車の 走行量	ガソリン LPG	普通・小型 乗用車	km	63,602	CH <sub>4</sub>	0.00001	21	13
					N <sub>2</sub> O	0.000029	310	572
		軽乗用車	km	79,655	CH <sub>4</sub>	0.00001	21	17
					N <sub>2</sub> O	0.000022	310	543
		普通貨物車	km	10,376	CH <sub>4</sub>	0.000035	21	8
					N <sub>2</sub> O	0.000039	310	125
		小型貨物車	km	28,140	CH <sub>4</sub>	0.000015	21	9
					N <sub>2</sub> O	0.000026	310	227
		軽貨物車	km	133,106	CH <sub>4</sub>	0.000011	21	31
					N <sub>2</sub> O	0.000022	310	908
	特殊用途車	km	432	CH <sub>4</sub>	0.000035	21	0	
				N <sub>2</sub> O	0.000035	310	5	
	軽油	普通・小型 乗用車	km	0	CH <sub>4</sub>	0.000002	21	0
					N <sub>2</sub> O	0.000007	310	0
		普通貨物車	km	15,101	CH <sub>4</sub>	0.000015	21	5
					N <sub>2</sub> O	0.000014	310	65
		小型貨物車	km	0	CH <sub>4</sub>	0.0000076	21	0
					N <sub>2</sub> O	0.000009	310	0
		特殊用途車	km	3,557	CH <sub>4</sub>	0.000013	21	1
					N <sub>2</sub> O	0.000025	310	28
カーエアコンの使用台数		台	138	HFC-134a	0.01	1300	1,794	
ディーゼル機関(定置式)における 灯油の使用量		ℓ	0	N <sub>2</sub> O	0.000062	310	0	
ディーゼル機関(定置式)における 軽油の使用量		ℓ	0	N <sub>2</sub> O	0.000064	310	0	
ディーゼル機関(定置式)における A重油の使用量		ℓ	84	N <sub>2</sub> O	0.000066	310	2	
ディーゼル機関(定置式)における 液化石油ガス(LPG)の使用量		kg	0	N <sub>2</sub> O	0.000086	310	0	
ディーゼル機関(定置式)における 都市ガスの使用量		m <sup>3</sup>	0	N <sub>2</sub> O	0.000076	310	0	
ガス・ガソリン機関(定置式)における 液化石油ガス(LPG)の使用量		kg	213	CH <sub>4</sub>	0.00274	21	12	
				N <sub>2</sub> O	0.00003	310	2	
ガス・ガソリン機関(定置式)における 都市ガスの使用量		m <sup>3</sup>	362,325	CH <sub>4</sub>	0.00242	21	18,413	
				N <sub>2</sub> O	0.000028	310	3,145	
一般廃棄物焼却量(連続燃焼式)		t	26,827	CH <sub>4</sub>	0.00095	21	535	
				N <sub>2</sub> O	0.0567	310	471,538	
温室効果ガス排出量(kg-CO <sub>2</sub> )							16,675,729	

\*年間排出量は、活動量に対象ガスの排出係数及び地球温暖化係数を乗じて算出しています。

\*電気使用量(その他電気)の排出係数は事業者によって異なります。

## 2 温室効果ガスの種類別の排出状況

本市における温室効果ガスの種類別の排出量は、表 2-1 のとおりです。温室効果ガスは、種類ごとに地球温暖化への影響が異なるため、それぞれの温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素に換算して排出量を算出するとともに、構成比を示しています。

■ 表 2-1 令和 2（2020）年度 温室効果ガスの種類別排出量（二酸化炭素換算）

温室効果ガス	排出量 (kg)	地球温暖化係数	二酸化炭素換算 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	16,177,731	1	16,177,731	97.0
メタン (CH <sub>4</sub> )	906	21	19,044	0.1
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	1,539	310	477,160	2.9
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1	1,300	1,794	0.0
計	—	—	16,675,729	100.0

\*排出量は、表 1-2 による活動量に排出係数を乗じて算出しています。

\*二酸化炭素換算排出量の算定は、排出量的小数点以下を含めて算定しているため、排出量に地球温暖化係数を乗じた数値とは一致しません。

\*排出量及び二酸化炭素換算排出量は、小数点以下第 1 位を四捨五入しています。

\*構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。

温室効果ガスの種類ごとの発生源は、次のとおりです。

温室効果ガス	発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	二酸化炭素の構成比は、全体の約 97% を占めています。発生源は、表 3-1 の活動別排出量において、電気の使用が約 70%、都市ガスや灯油、A 重油などの燃料の使用が約 27% となっています。
メタン (CH <sub>4</sub> )	メタンの構成比は、全体の約 0.1% で、自動車の走行や定置式のガス・ガソリン機関の燃焼、一般廃棄物の焼却に伴い発生しています。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	一酸化二窒素の構成比は、全体の約 2.9% で、自動車の走行や定置式のディーゼル機関及びガス・ガソリン機関の燃焼、一般廃棄物の焼却に伴い発生しています。
ハイドロフルオロカーボ (HFC)	ハイドロフルオロカーボンの構成比は、全体の 0.1% 未満で、自動車のエアコン（冷媒）に使用されているため、自動車の使用に伴い発生しています。

### 3 温室効果ガスの活動別の排出状況

本市における温室効果ガスの活動別の排出量は、表3-1のとおりです。

■ 表3-1 令和2(2020)年度 温室効果ガスの活動別排出量(二酸化炭素換算)

活動項目	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
電気の使用	11,776,173	70.6
都市ガスの使用	2,699,906	16.2
灯油の使用	1,190,058	7.1
A重油の使用	406,502	2.4
ガソリンの使用	74,221	0.5
液化石油ガス(LPG)の使用	14,351	0.1
軽油の使用	38,094	0.2
一般廃棄物の焼却	472,073	2.8
その他	4,351	0.1
計	16,675,729	100.0

\*その他は、自動車の走行やカーエアコンの使用等です。

活動項目ごとの主な使用と温室効果ガスの排出における課題は、次のとおりです。

#### 【電気の使用】

電気は、照明や空調設備、OA機器、印刷機に使用しているほか、浄水場の配水ポンプ設備やクリーンセンターのごみ処理施設の設備に使用しています。

構成比は、全体の約70.6%と活動項目の中で最も高くなっています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、空調設備の適正な温度管理や定期的な設備点検、不必要な照明の消灯、パソコン等のOA機器の未使用時の節電の徹底、LED照明の導入、電気事業者からの再生可能エネルギーを活用した電気供給への転換、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する必要があります。

#### 【都市ガスの使用】

都市ガスは、空調設備や給湯設備の燃料に使用しており、構成比は、全体の約16.2%となっています。空調設備の適正な温度管理や定期的な設備点検により、燃料の効率を維持することが必要になりますが、さらに温室効果ガスの排出量を削減するためには、設備の状況によっては、高効率設備への入れ替えを推進する必要があります。

#### 【灯油の使用】

灯油は、暖房設備やクリーンセンターのごみ処理施設の付帯設備の燃料に使用しており、構成比は全体の約 7.1%となっています。各設備の適正な使用及び燃料の効率を維持する必要があります。

#### 【A重油の使用】

A重油は、ボイラーの燃料に使用しており、ボイラーの稼働により暖房や給湯に利用しているほか、学校給食センターでは、調理施設へ熱を送っています。構成比は、全体の約 2.4%となっています。ボイラーや暖房設備、給湯設備の適正な使用及び燃料の効率を維持する必要があります。さらに、温室効果ガスの排出量を削減するためには、設備の状況によっては、高効率設備への入れ替えを推進する必要があります。

#### 【ガソリンの使用】

ガソリンは、公用車の燃料に使用しており、構成比は全体の約 0.5%となっています。新たな公用車の導入や入れ替えをする際には、電気自動車等の次世代自動車の導入を推進する必要があります。

#### 【液化石油ガス（LPG）の使用】

液化石油ガス（LPG）は、給湯設備やガスコンロの燃料に使用しており、構成比は、全体の約 0.1%となっています。さらに、温室効果ガスの排出量を削減するためには、設備の状況によっては、高効率設備への入れ替えを推進する必要があります。

#### 【軽油の使用】

軽油は、ガソリンと同様に公用車の燃料に使用しており、構成比は、全体の約 0.2%となっています。

新たな公用車の導入や入れ替えをする際には、電気自動車等の次世代自動車の導入を推進する必要があります。

#### 【一般廃棄物の焼却】

一般廃棄物の焼却（非エネルギー起源二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を除く。）は、クリーンセンターのごみ処理施設による生ごみや紙くずなどの可燃ごみの焼却で、構成比は、全体の約 2.8%となっています。

市が率先して廃棄物の減量化及び再資源化に努める必要があります。また、市民等に対して廃棄物の減量化や再資源化に関する情報提供や周知啓発を図るとともに、市民等の取り組みや活動に対して効果的な支援策を行う必要があります。

## 第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 1 目標設定の考え方

第4次計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」の中期目標に準拠し、本市の事務事業における取り組みにより削減する温室効果ガス排出量の削減目標を、国の業務その他部門の削減目標である51%削減とします。

また、一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量における非エネルギー起源二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減目標を新たに設定し、国の非エネルギー起源二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減目標である15%削減とします。

これらの合計により、本市の事務事業全体の温室効果ガス削減目標は、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比38%以上の削減とします。

### 2 削減目標と削減率

削減目標	平成25(2013)年度を基準年度として、令和12(2030)年度までに38%以上削減
------	---

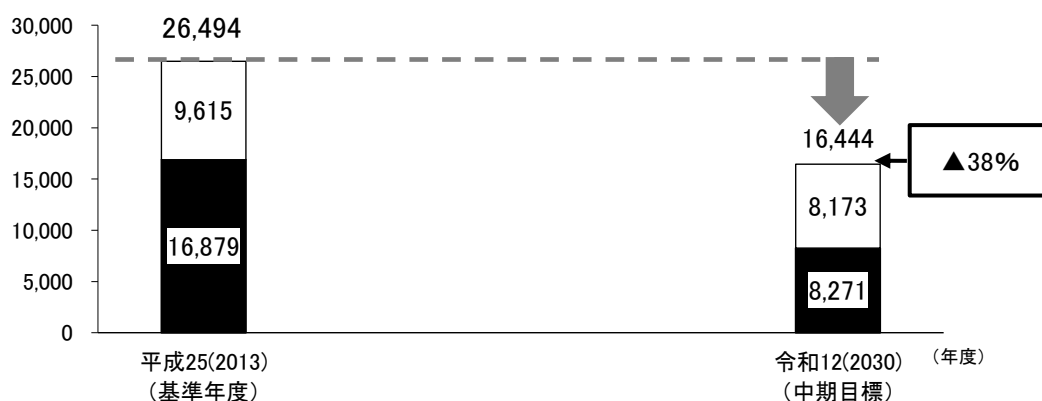
#### ■ 温室効果ガス排出量の削減目標値

単位：t-CO<sub>2</sub>

項目	平成25(2013)年度 排出量の実績値 【基準年度】	令和12(2030)年度 排出量の目標値 【目標年度】	令和12(2030)年度 削減目標値
温室効果ガス 【CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、HFC】	16,879	8,271	8,608 (51%)
温室効果ガス 【非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 】	9,615	8,173	1,442 (15%)
合計	26,494	16,444	10,050 (38%)

#### ■ 計画期間における温室効果ガス排出量の削減目標

(t-CO<sub>2</sub>) ■ 温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC) □ 温室効果ガス排出量(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>)



### 3 基準年度の温室効果ガス排出量

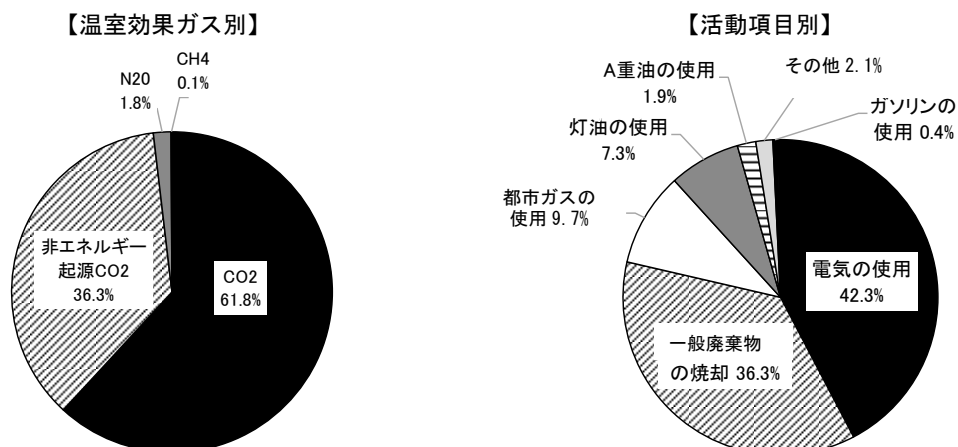
温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき算定します。なお、電気の使用に伴う排出量の算定は、電気事業者ごとの排出係数を使用します。

第4次計画の基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガスの排出量は、26,494 t-CO<sub>2</sub>で、温室効果ガス別では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量が16,386 t-CO<sub>2</sub>であり全体の61.8%を占めています。活動項目別では、電気の使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量が11,211 t-CO<sub>2</sub>であり全体の42.3%を占めています。また、一般廃棄物の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量は9,615 t-CO<sub>2</sub>で、全体の36.3%を占めています。

#### ■ 基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量

温室効果ガス	活動項目	排出量（t-CO <sub>2</sub> ）	構成比（%）
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	燃料の使用		
	ガソリン	115	0.4
	灯油	1,943	7.3
	軽油	26	0.1
	A重油	504	1.9
	液化石油ガス（LPG）	32	0.1
	都市ガス	2,555	9.7
電気の使用		11,211	42.3
	計	16,386	61.8
メタン（CH <sub>4</sub> ）	自動車の走行 ガス・ガソリン機関の燃料 一般廃棄物の焼却	24	0.1
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	自動車の走行 ディーゼル機関の燃料 ガス・ガソリン機関の燃料 一般廃棄物の焼却	467	1.8
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車用エアコンの使用	2	0.0
非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	一般廃棄物の焼却	9,615	36.3
合計		26,494	100.0

#### ■ 温室効果ガス排出量の内訳（平成25（2013）年度（基準年度））



## 第6章 温室効果ガス削減に向けた取り組み

### 1 基本方針

国の「地球温暖化対策計画」では、エネルギー起源二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量のうち、地方自治体が含まれる業務その他部門の令和12（2030）年度削減目標について、基準年度である平成25（2013）年度比51%削減としています。温室効果ガス排出量全体では「2050年カーボンニュートラル」の達成に向けて、中期目標の令和12（2030）年度までに46%削減を目指すとしています。

本市では、これまでエネルギー使用の合理化に努め、市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

今後も、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入、環境負荷の少ない物品等の調達の推進、ごみ排出量の削減などの日常的な省エネ活動の取り組みを進めるとともに、再生可能エネルギーを活用した低炭素電力等の環境負荷の少ない電力の調達を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

#### （1）環境負荷の少ない電力の調達の推進

- ア 電力の調達にあつては、環境配慮契約の導入を推進し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出係数の低い低炭素な電力の購入を促進します。
- イ 国のエネルギー政策、電源構成、電力供給の動向等を注視しながら、適宜、電力調達の見直しを図ります。

#### （2）省エネルギー設備等の更新・導入

##### 1）既築建築物の設備更新

- ア 照明設備の更新・新設の際は、LED照明を導入します。また、人感センサー、明るさセンサーの導入を検討します。
- イ 空調設備の更新・新設の際は、エネルギー消費効率の優れた設備を導入します。
- ウ 給湯設備の更新・新設の際は、エネルギー消費効率の優れた設備を導入します。

## 2) 新築建築物等の設備更新

ア 新築又は改築する公共施設は、省エネルギー設備の導入を推進します。

省エネルギー設備	LED照明
	照明制御システム
	空調制御システム
	高効率給湯設備
	断熱・日射遮断設備
	燃料電池設備 等

イ 新築又は改築する公共施設は、施設の機能及び規模の見直しなどにより、エネルギー消費量の適正化を推進します。

## 3) 次世代自動車の導入

ア 公用車の導入の際は、次世代自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド車（HV）等）の導入を推進します。

イ 電気自動車及びプラグインハイブリッド車を導入する際は、充電設備の導入を検討します。

## (3) 再生可能エネルギー設備の導入

公共施設の新設や大規模改修にあつては、国等の補助制度や支援策を活用しながら、災害時の活用等も含めて太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備
	太陽熱利用システム
	下水熱回収システム
	小型風力発電設備
	地中熱利用設備 等

## (4) 建物の省エネ化の検討

公共施設の新設や大規模改築にあつては、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討を推進します。

国のエネルギー基本計画では、国を含めた新築公共建築物等のZEB化を実現することを目指すとしています。



## 2 職員共通の取り組み

温室効果ガスの排出抑制のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、第3次計画に引き続き以下に示す取り組みを励行します。

### 【省エネ行動に関する取り組み】

項目	取組内容
照明	○昼休みは、全面消灯とする。ただし、来客または利用者が必要となる照明は除く。
	○トイレ、給湯室、印刷室等の使用後は、照明を消灯する。
	○残業時は、必要最小限の照明とし、不要な照明は消灯する。
	○日中、窓際等で十分な照度が確保できる場合は、照明を消灯する。
	○照明の交換及び導入時には、省エネルギータイプの機器を検討する。
空調	○冷暖房の温度を適切に調整する。 ・可能な限り冷房時は28℃、暖房時は20℃を目安に室温を管理するとともに、運転時間もできるだけ短縮する。
	○冷暖房の稼働を適切に管理する。 ・冷房期間は6月上旬から9月下旬、暖房期間は12月上旬から3月下旬までとする。ただし、気象条件等を考慮する。 ・冷暖房の稼働時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、夜間も業務を行っている施設は除く。
	○冷暖房を効率的に使用する。 ・カーテンやブラインドを活用する。 ・冷暖房の吹き出し口付近には、物などを置かない。
	○日射や自然風の取り入れを工夫し、冷暖房の使用を抑制する。
	○クールビズ、ウォームビズなど、室温にあわせた服装とする。
	○グリーンカーテン(緑のカーテン)などにより、室温の上昇を抑制する。
	○2階層までの上り下り(2アップ・2ダウン)は、階段を利用する。
事務用機器	○事務用機器は、待機中でも電力を消費するため主電源を切る。 ・節電待機モード機能付の事務用機器は、適切な設定とする。 ・プリンターは、その日の最初の使用者が電源を入れる。
	○パソコンのディスプレイ輝度は、適切な設定とする。
	○OA機器の更新及び導入時には、省エネルギータイプの機器を検討する。
	○外出時や昼休みなどでOA機器を使用しない時は、電源を遮断する。
	○会議、研修会等で配布する資料の印刷は、最小限の部数とし、印刷機の使用を抑制する。

**【省エネ行動に関する取り組み】**

項目	取組内容
公用車	○公用車の使用を抑制する。 ・半径1km以内の場所への移動は、公用車を使用しない。ただし、重い荷物を運搬するなど特段の理由があるときは除く。 ・近距離は、自転車や職員向けシェアサイクルを活用する。 ・公用車は、業務上可能な場合は、相乗りを励行する。 ・水曜日は、ノーカーデーの主旨により公用車の使用は控える。
	○公用車の適正な管理をする。 ・日常的な車両点検や運転日報の記入を徹底する。 ・タイヤの空気圧を適正に保つ。
	○エコドライブに努める。 ・アイドリングストップを励行し、急発進、急加速、空ぶかしをしない。 ・カーエアコンは、必要最小限の使用など適切に使用する。 ・不要な荷物は乗せないようにする。 ・走行モード設定が可能な公用車は、エコモード等の少燃費設定とする。
勤務時間	○ノー残業デーを実施する。
エコライフ DAYの推進	○「エコライフ DAYチェックシート」を活用した省エネルギー活動を推進する。

**【省資源行動に関する取り組み】**

項目	取組内容
用紙類	○両面印刷、両面コピー、集約印刷等を活用し、最小限の用紙を使用する。
	○印刷プレビュー画面で確認して印刷する。
	○裏面の再利用を徹底する。
	○印刷用紙は、再生紙の使用に努める。
	○印刷物は、最小限の部数を印刷する。
	○分別収集ボックスにより、用紙、封筒等の紙類を分別する。なお、再利用できるものは再利用に努める。
物品	○物品は、グリーン購入法に基づき調達する。
水道	○節水に努める。
	○張り紙等により、節水の周知・啓発を実施する。
廃棄物・リサイクル	○ビン、カン、ペットボトル等の資源物の分別をする。
	○マイ箸、マイカップ、マイボトルを使用する。
	○プラスチックの利用を抑えるように努める。
	○食品ロスの削減に努める。
	○課で不要となった物品等を、他課に情報提供して再利用を図る。
	○イベント等の開催では、資源とごみの分別に努める。
	○リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進する。

### 3 庁舎・施設管理等での取り組み

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、エネルギー消費量の少ないものに交換することは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。また、設備機器の運用改善、運転制御や補修、改修工事の際には、埼玉県の省エネ診断を活用するなどの工夫でも大きな効果を得ることができます。

庁舎や施設の管理職員は、以下の取り組みを推進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めます。また、庁舎や施設で勤務している職員は、管理職員の取り組みに積極的に協力します。庁舎、施設の点検管理や清掃を委託している場合には、委託業者と協力して各種の取り組みを実施します。

#### 【庁舎等の新築、更新に関する取り組み】

項目	取組内容
高効率機器の導入	○冷暖房施設は、ヒートポンプ技術を活用した空調システムや蓄熱式空調システム等高効率機器の選択に努める。
	○施設の照明をLEDなど高効率タイプの機器に交換する。
	○低損失変圧器、蓄電システム、エネルギー管理システム等の導入を検討し、電力負荷の低減及び平準化に努める。
	○公用車の更新は、電気自動車等の次世代自動車の導入を検討する。
再生可能エネルギー設備の導入	○太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の導入を検討し、エネルギー消費の抑制に努める。
	○雨水・再生水利用施設の導入に努める。
断熱性の高い施設建設の推進	○建築物の外壁に断熱材を用いる外断熱など、高断熱化に努める。
	○窓の二重化、ペアガラス等による高气密、高断熱化に努める。
緑化の推進	○敷地内の緑化や壁面緑化、屋上緑化などに努める。
建設廃棄物の削減・低公害化	○建設副産物の発生抑制、適正処理、リサイクルを推進し、建設廃棄物の発生を抑制する。
	○工事を発注する際には、低騒音型機械を導入するなど工事車両の騒音・振動・粉塵等の公害の発生防止に努める。

**【庁舎等の維持管理に関する取り組み】**

項 目	取 組 内 容
電気使用量	○冷暖房効果を高めるため、扉・窓等の開ける時間は最小限とする。
	○空調のフィルターや室外機を定期的に清掃する。
	○電力の供給事業者を変更する際は、電力排出係数の低い電力事業者の選択に努める。
	○自動販売機は、節電対策の機器の選択に努める。
水道使用量	○手洗いやトイレ用水等の水量を調整し、出水量の抑制を図る。
	○定期的な水漏れの点検を実施する。
	○散水やトイレの洗浄水には、雨水を活用する。
設備等の維持管理	○定期的な保守点検、部品交換による効率維持及び向上を図る。
	○設備の運転管理、記録、保守、点検を定めたマニュアル等を遵守する。

**4 公共工事の取り組み**

公共工事は、一般事務と比べて環境に及ぼす影響が大きく、広い範囲や分野にわたって影響を及ぼす可能性があります。

このため、公共工事での環境配慮の取り組みを適切に行い、環境負荷の低減及び温室効果ガスの削減に努めます。

**【環境配慮型工事の施工に関する取り組み】**

項 目	取 組 内 容 の 例
環境負荷の少ない公共工事の実施	○環境配慮型の工法の採用に努める。
	○再生材の使用に努める。
	○県産木材の率先使用に努める。
	○建設副産物のリサイクルに努める。
	○建設廃棄物の発生抑制、適正処理を実施する。
	○工事中の環境監視及び測定に関する報告を実施する。
	○工事中の交通渋滞の緩和、安全対策の実施に努める。
敷地内・周辺の自然環境の保全	○既存緑地の保全に努める。
	○生物多様性に配慮した工事に努める。
	○敷地境界等への植栽の実施、緑化に努める。
	○自然的要素の多い空間の確保に努める。
	○既存の植生などの有効活用に努める。

## **第7章 計画の進捗管理**

### **1 推進体制**

#### **(1) 推進に向けた体制整備**

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、地球温暖化対策の取り組みや行動及び情報を共有する体制を整え、職員に対する地球温暖化対策の取り組みなどを推進します。

##### **1) 推進者の選任**

各課（施設）において排出される温室効果ガス排出量の把握及び報告や温室効果ガス排出量削減への取り組みを先導して行う「エコアクションリーダー」を選任し、組織全体としての推進を図ります。

##### **2) 環境基本計画との連携**

第3次朝霞市環境基本計画における公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、公用車に対する次世代自動車の導入、埼玉県「エコライフDAY」への職員参加などによる脱炭素・循環型社会を推進します。

##### **3) 庁内連絡会**

本計画を実行するため、組織内の連絡、調整及び協議を行う地球温暖化対策庁内連絡会を開催します。

## (2) 職員に対する研修

本計画を全庁的に推進するためには、職員一人一人が地球温暖化問題の認識を深め、環境への負荷を自覚し、環境に配慮した行動を率先して実行することが重要であることから、職員に対する研修を行います。

### 1) 職員研修

各課の「エコアクションリーダー」を中心とした職員研修を実施し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、より効果的な取り組みを図ります。

### 2) 情報提供

国及び埼玉県等からの地球温暖化対策に関する情報については、職員に対して提供するとともに、情報の共有を図ります。

## 2 点検・評価・公表

### (1) 点検・評価

各課（施設）が排出した温室効果ガス排出量の実績をとりまとめた結果を本計画の推進組織に対して報告するとともに、削減目標に対する進捗状況等の点検を行います。

なお、評価については、削減目標の達成度や地球温暖化対策への取り組みの状況等により行います。

### (2) 公表

#### 1) 職員への周知

市の事務事業から排出される温室効果ガスの実績、点検及び評価について、効率的かつ効果的な温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みが進められるよう全職員に周知します。

#### 2) 市民への公表

本計画の温室効果ガス排出量の削減状況については、温対法第 21 条第 10 項に基づき、広報あさか及び市ホームページ等により公表します。

# 資料編

## 1 地球温暖化対策実行計画推進組織一覧（令和3（2021）年4月1日現在） 1 / 2

部局名	課名	施設名
市長公室	政策企画課	
	オリンピック・パラリンピック室	
	秘書課	
	シティ・プロモーション課	
	市政情報課	
危機管理室		
総務部	人権庶務課	それいゆぷらざ（中央公民館内）
	職員課	
	財政課	
	財産管理課	本庁舎
	課税課	
	収納課	
	入札契約課	
市民環境部	地域づくり支援課	市民会館、市民活動支援ステーション・シニア活動センター、斎場、市民センター（弁財、朝志ヶ丘、宮戸、栄町、仲町、溝沼、根岸台、膝折の8施設）
	産業振興課	産業文化センター
	環境推進課	
	資源リサイクル課	クリーンセンター、リサイクルプラザ
	総合窓口課	
	内間木支所	
	朝霞台出張所	
	朝霞駅前出張所	
コミュニティセンター		
福祉部	福祉相談課	総合福祉センター（手話通訳者等派遣事務所、はあとびあ障害者就労支援センター、はあとびあ障害者相談支援センター、はあとびあ福祉作業所、ボランティアセンター）
	生活援護課	
	障害福祉課	障害者ふれあいセンター（あさか福祉作業所、ふれあい障害者相談支援センター）
	長寿はつらつ課	特別養護老人ホーム朝光苑、浜崎老人福祉センター（総合福祉センター内）、溝沼老人福祉センター（溝沼複合施設内）

部局名	課名	施設名
こども・健康部	こども未来課	児童館（きたはら、はまさき（総合福祉センター内）、みぞぬま（溝沼複合施設内）、ねぎしだい（根岸台市民センター内）、ひざおり（膝折市民センター内）、ほんちょうの6施設）
	保育課	保育園（浜崎、東朝霞、溝沼（溝沼複合施設内）、本町、根岸台、北朝霞、北朝霞分園、栄町、泉水、さくら、宮戸、仲町の12施設） 放課後児童クラブ（本町、本町分室、朝志ヶ丘、岡、岡分室、膝折、栄町、浜崎、浜崎分室、泉水（朝霞第五小学校内）、幸町（朝霞第四小学校内）、根岸台、溝沼（朝霞第十小学校内）の13施設）
	健康づくり課	保健センター、健康増進センター
	保険年金課	
都市建部設	まちづくり推進課	自転車駐車場（10施設）
	開発建築課	
	みどり公園課	都市公園、児童遊園地
	道路整備課	
検査室		
出納室		
上下水道部	上下水道総務課	
	水道施設課	水道庁舎、浄水場（泉水、岡、膝折の3施設）
	下水道施設課	
議会事務局	議会総務課	
学校教育部	教育総務課	
	教育管理課	
	教育指導課	子ども相談室
	学校給食課	学校給食センター（浜崎、溝沼の2施設）
	小学校	朝霞第一～朝霞第十小学校（10施設）
	中学校	朝霞第一～朝霞第五中学校（5施設）
生涯学習部	生涯学習・スポーツ課	総合体育館、武道館、溝沼子どもプール、滝の根テニスコート、弁財公園テニスコート、北朝霞公園、青葉台公園、中央公園、内間木公園
	文化財課	博物館、埋蔵文化財センター
	中央公民館	南朝霞、北朝霞、東朝霞、内間木、西朝霞（5施設）
	図書館	北朝霞分館
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
公平委員会		
農業委員会事務局（産業振興課内）		浜崎農業交流センター
固定資産税評価審査委員会		



**第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

令和4(2022)年3月発行

発行 朝霞市  
編集 市民環境部環境推進課  
〒351-8501  
朝霞市本町1丁目1番1号  
電話 048-463-1512 (直通)  
URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>